

# 国の指針と町田市の考え方

## 項目 1

### 福祉施設の入所者の地域生活への移行

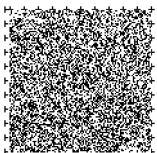
#### 国の指針（考え方）

- 2019 年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 2023 年度末時点の施設入所者数を 2019 年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本とする。
- 上記の「地域移行者数」と「施設入所者の削減数」に関して第5期計画でたてた評価指標が未達成となる見込みの場合、その未達成割合を加えた数値以上の評価指標を設定すること。

#### 第5期計画※を踏まえた現状・課題

- 第5期計画における地域移行者数は、21 人以上の目標に対し、2019 年度末で5人、達成率は約24%となっています。
- 第5期計画における施設入所者の削減数は、5人以上の目標に対し、増減を繰り返しながら2019年度末で1名増となっています。
- 地域生活への移行には、グループホームの利用、家族との暮らしやひとり暮らしの希望があります。地域生活への移行をになう市内の社会資源として、グループホーム・短期入所ともに施設数が増加しています。
- グループホームにおいては、重い障がいがある人でも希望する場所に入居できることが望まれています。また、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応が必要とされています。
- 短期入所は、介護者の高齢化等によるレスパイトとしての利用ニーズが高い現状です。施設数の増加に伴い、今後は家族から離れて過ごすための体験の場としての活用が広がる事が期待されますが、その期待に応えられるだけのサービス量が確保できている状況にあるとはいえません。
- 地域生活への移行に向けた支援にあたっては、区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じて本人の意向を尊重することが求められています。

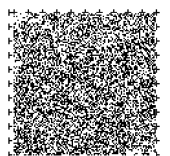
※町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）



## 町田市の考え方

- 国の考えに基づき、2023 年度末時点で、2019 年度末の施設入所者数の 6%以上を地域生活に移行すること、2023 年度末の施設入所者数を 2019 年度末の 1.6%以上削減することを基本とします。
- 第5期計画の未達成割合を 2023 年度末の評価指標に加算することは困難であるため、第5期計画実績の水準を維持しつつ、重度の障がいがある人が入居可能なグループホームを増やすなど、地域資源の整備をすすめることで、引き続き地域生活への移行にとりくみます。

項目	評価指標
地域移行者数	2019 年度末時点の施設入所者数 235 人のうち 2023 年度末までに 6%（14 人）以上の人を地域生活に移行する
施設入所者数の削減	2019 年度末時点の施設入所者数 235 人を 2023 年度末までに 1.6%（4 人）以上減らして、231 人以下にする



## 国の指針（考え方）

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- 2023年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

## 第5期計画を踏まえた現状・課題

- 町田市においては、地域移行支援・地域定着支援の利用は少ない状況が続いていますが、精神障がいがある人を受け入れるグループホームの開設、訪問看護、精神科往診クリニック等、福祉・医療的資源は増えており、長期入院となることなく地域で生活できる基盤の拡充が図れてきています。
- また、町田市内の精神科病院と実施している「精神保健福祉推進会」においては、医療機関に入院している精神障がいがある人やスタッフ等が地域の状況を認識しやすくなるよう、精神に関わる病院・クリニック・相談機関等が載った『まちだメンタルマップ』を作成しました。
- しかしながら、措置入院、医療保護入院の件数等は横ばい状態であり、地域全体で精神障がいがある人を包括的に支えるシステムは十分とは言えない状況です。

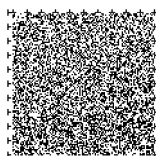
## 町田市の考え方

- 基本指針で国から評価指標の設定が求められている「精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」「精神病床の1年以上長期入院患者数」「早期退院率」については、東京都が評価指標の設定を行うため町田市では指標の設定をおこないません。
- 精神障がいがある人が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要なネットワークのあり方について検討していきます。



項目2に関連する重点施策

重点施策4 P24



## 国の指針（考え方）

- ・ 地域生活支援拠点等について、2023 年度末までの間、各市町村又は各圏域に 1 つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

## 第 5 期計画を踏まえた現状・課題

- ・ 第 5 期計画期間中には、地域生活支援拠点等について地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備を行う方針をかため、拠点に求められる 5 つの機能のうち、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「グループホーム等の体験の機会・場」の 3 つの機能について、整備をおこないました。
- ・ 残る「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の機能についての整備が課題となっています。

## 町田市の考え方

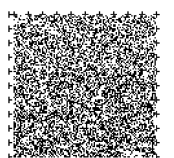
○市内では、2024 年には約 300 名程度の知的障がいがある人が 50 歳台を迎える見込みとなっており、障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見すえ、地域で自立した生活をおくれるような支援体制の構築が必要です。このことを踏まえ、地域生活支援拠点等として求められる機能のうち、未整備の「専門性」「地域の体制づくり」について整備をすすめます。また、地域生活支援拠点等の機能充実のため、年 1 回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。

項目	評価指標
地域生活支援拠点等の設置	地域生活支援拠点等について、地域障がい者支援センターを中心とした面的整備を行う
拠点機能の充実	地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年 1 回以上、運用状況の検証・検討を行う



項目 3 に関連する重点施策

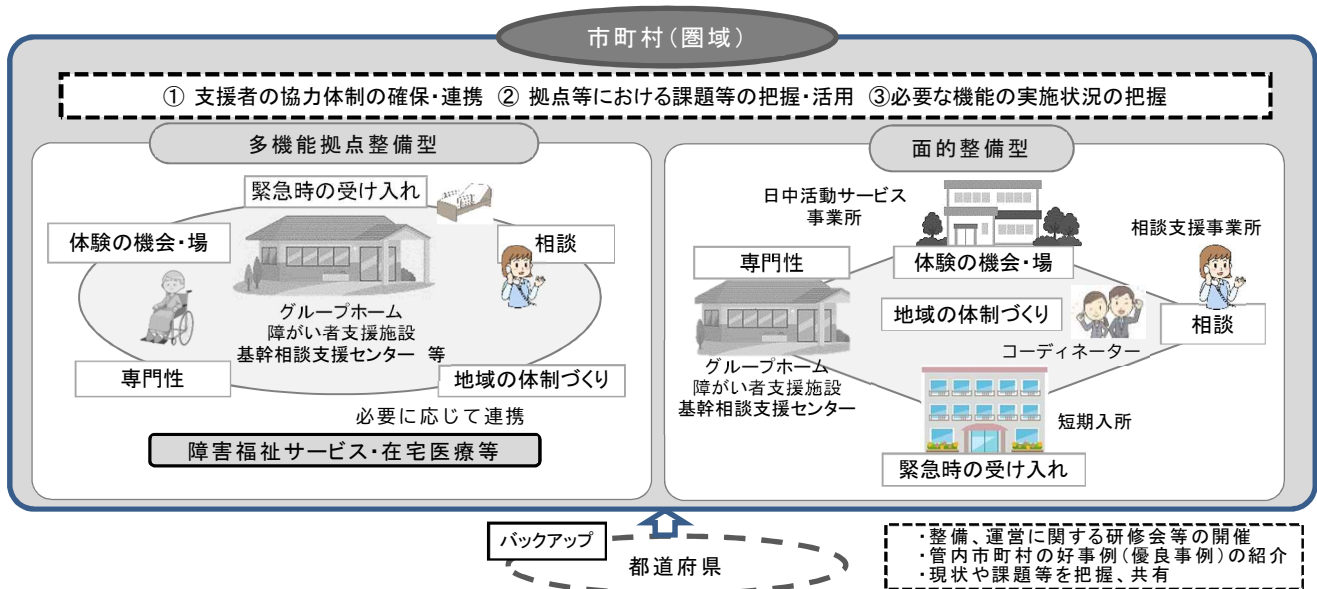
重点施策 3 P 2 4



## ＜地域生活支援拠点等について＞

地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。  
 居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つとしています。

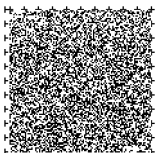
### 地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）



※あくまで参考例であり、地域の実情に応じた整備を行うものとされています。

出典：「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課



## 国の指針（考え方）

- 一般就労への移行者数を 2019 年度の 1.27 倍にする。
  - うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30 倍
  - 就労継続支援 A 型を通じた移行者数：1.26 倍
  - 就労継続支援 B 型を通じた移行者数：1.23 倍
- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7 割以上の利用
- 就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所：7 割以上

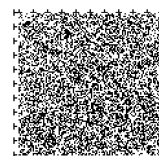
## 第 5 期計画を踏まえた現状・課題

- 障害者雇用促進法の改正などの影響により、一般就労者数は大きく増加しました。2019 年度末では、12 箇所ある就労移行支援事業所の 8 割が就労移行率 3 割以上を達成しています。また、就労移行支援事業等※を通じて一般就労した人は 2019 年度末で 115 人となり、目標の 78 人を大きく上回っています。
- 実態調査では、就労の支援を希望する人が多いことが明らかになっています。また、障がい者就労・生活支援センター等から一般就労した人は 2019 年度末で 90 人を超えており、とりくみの継続が求められています。
- 2019 年度末で 7 箇所ある就労定着支援事業所では、サービスを利用して 1 年間就労継続した人が約 9 割となっています。しかし職場の人間関係や仕事内容、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着は引き続き課題となっています。障がいがある人を取りまく様々な課題に対応するため、関係機関と連携した体制を強化していく必要があります。

※ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

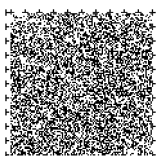
## 町田市の考え方

- 福祉施設から一般就労への移行は、就労移行支援事業の利用が実績の多くを占めています。ただし、就労継続支援事業を通じて一般就労する人もいることから、第 6 期計画では国の考え方にもとづき、就労系サービスごとに評価指標を設定します。
- 働きつづけるための支援として、就労定着支援事業の利用や定着率の評価指標を設定し、行政と民間事業者がともにとりくみを進めていきます。



項目	評価指標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者 2019年度実績 111人の1.27倍以上かつ就労系サービスの指標の合計値以上（145人以上）
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 2019年度実績 96人の1.3倍以上（125人以上）
	うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者 2019年度実績の4人の1.26倍以上（6人以上）
	うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者 2019年度実績 11人の1.23倍以上（14人以上）
就労定着支援事業利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者 7割以上
就労定着率	就労定着支援事業の就労定着率※ 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

※ 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう



## 国の指針（考え方）

- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。

## 第5期計画を踏まえた現状・課題

- ・2015年より市内5地域に障がい者支援センターを設置し、より身近な地域で相談支援や行政手続き等ができる体制を構築してきました。しかしながら、障がいがある人の親世代の高齢化や、障がいの重度化、障がいがある人の孤立化の問題など、相談ニーズは多様化、複雑化し、対応の困難性が高くなっています。障がいがある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、支援のさらなる充実が求められています。

## 町田市の方針

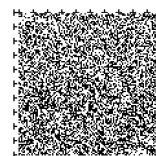
- 町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核として、現状ある様々な障害福祉サービスや資源と連携して相談支援体制の充実を図ります。

項目	評価指標
総合的・専門的な相談支援体制の充実	地域の相談窓口である「障がい者支援センター」において、相談を希望する障がいがある人が障害福祉サービスを適切に利用できるよう相談の充実を図ります。地域のニーズ・情報を常に共有するために、支援センターと地域の事業所等との連絡会等を開催します。



項目5に関連する重点施策

重点施策9 P40





## 国の指針（考え方）

- 各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

## 第5期計画を踏まえた現状・課題

- 障がいがある人の増加とともに、障がいの重度化や高齢化、多様化が進んでおり、サービスの利用は増えています。利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。
- 障害福祉サービス事業所は、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるようつとめる必要があります。利用者の意向の把握、事業所の良い点や改善点の認識につながるほか、評価結果の公表により、利用希望者がサービスを選択する際の情報源として活用できる利点があります。全ての事業所が受審している状態ではないため、市内事業所に対し、受審に係る普及啓発をおこなう必要があります。
- 東京都による指導監査のほか、町田市独自でも事業所への指導・助言をおこなっています。市内の障害福祉サービス事業所は年々増加していることから、各事業所のサービスの質の向上、運営の適正化がはかれるよう、指導監査の体制の継続が必要です。

## 町田市の考え方

- 利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、事業所、利用者それぞれに対してはたらきかけ、サービス等の質の向上に継続的にとりくみます。

項目	評価指標
第三者評価の受審に係る普及啓発	障害福祉サービス事業所への普及啓発回数 ・年1回以上
障害福祉サービス事業所への指導	市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する ・2023年度までに対象事業所※すべてにおける実地指導の実施

※対象事業所…社会福祉法人の障害福祉サービス事業所、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所です。その他の事業所は原則東京都が指導を実施しますが、必要に応じて市が実地指導をおこなう場合もあります。